

九戸村特定環境保全公共下水道
九戸村浄化センター機械設備等長寿命化工事

特記仕様書

令和7年度
九戸村

目 次

第1章 総 則	1
第2章 機械設備	3
第3章 電気設備	7
第4章 撤去工	8
第5章 その他	9

第1章 総 則

第1節 適 用

1. 本特記仕様書は、「九戸村浄化センター機械設備等長寿命化工事」に適用するものであって、法令その他特別に定めるものの他はすべて本仕様書に準拠するとともに、監督員と協議のうえ工事の施工にあたらなければならない。

また、本仕様書に特に定めない事項については、設計図、日本下水道事業団編機械設備工事一般仕様書(最新版)および日本下水道事業団編電気設備工事一般仕様書(最新版)（以下、「機械・電気一般仕様書」という）に準拠する。

第2節 準拠規格及び工事基準

1. 本工事にて準拠すべき規格及び工事基準は、機械・電気一般仕様書に準拠して施工するものとし、記載のない事項については現行の下記によるものとする。

- (1) J I S（日本産業規格）
 - (2) J E C（電気規格調査会標準規格）
 - (3) J E M（日本電機工業会標準規格）
 - (4) J C S（日本電線工業会規格）
 - (5) 電気設備技術基準（経済産業省令）および関連規格
- なお、(1)～(4)は、記載の順に優先適用する。

第3節 製作の着手

1. 受注者は、契約後速やかに本仕様書および設計図に基づき、製作・仕様の打合せを行い、承諾図を作成し、監督員の承諾を得ること。この承諾を得た後でなければ製作に着手してはならない。

なお、本設備の機器が製作者固有の設計による製品で、本仕様書および設計図と異なる場合は、事前に理由を申し出て監督員の承諾を得なければならない。

第4節 官公庁等への手続き

1. 本工事に関係官庁等への手続きを必要とするものは、受注者がこれに要する申請書、届出書を作成し、手続きの一切を代行すること。

第5節 施 工

1. 本仕様書および設計図に明記されていないものでも、本設備の目的および工事施工上必要なものは監督員の指示に従い、受注者の負担で整備または施工しなければならない。
なお、施設的环境条件（積雪寒冷地）を十分考慮したうえでの仕様および施工とすること。
2. 本工事は既存施設の運転に支障のない様に十分留意すること。
3. 本工事を行うための既存設備の一時的な撤去、移転等を行う場合は監督員と協議のうえ、運転停止が出来るだけ短時間となるよう配慮すること。

第6節 現場代理人等

1. 受注者は、現場代理人および工事現場における工事施工上の主任技術者または監理技術者を定め、書面にて発注者に通知しなければならない。

第7節 試 験

1. 本工事の施工にあたっては、監督員立会いのもと対象設備についてそれぞれ必要な試験を行い、こ

れに合格したうえで動作試験を行うものとする。

第8節 提出書類

1. 本工事において受注者は、岩手県県土整備部共通仕様書（最新版）に記載した書類について発注者と協議を行い、必要な書類を提出すること。

第9節 機器の搬入

1. 現場への搬入の際には監督員の立会いを受けなければならない。

第10節 設備の養生

1. 搬入された機器および既存施設部分等については、汚損しないよう適切な養生を行うこと。

第11節 保証

1. 保証期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が発生した場合は、受注者の責任において指定期間内に修理または新品交換を行わなければならない。
2. 今回工事で納入した機器の予備品、補修部品は標準耐用年数（国土交通省水管理・国土保全局上下水道審議官グループ監修「下水道事業の手引」参照）が経過するまで、受注者が供給出来る体制を整えなければならない。

第12節 共通事項

1. 設計図書（設計図、本仕様書）の内容に相違がある場合には、監督員の指示に従い解決すること。

第 2 章 機械設備

第 1 節 処理水給水装置

1. 工事概要

処理水給水装置 一部更新 一式

2. 使用目的

場内雑用水として、処理水を供給するために使用するものである。

3. 仕様

【処理水給水装置】

項 目		仕 様	備 考
(1)	型 式	圧力タンク式給水ユニット	
(2)	口 径	φ 50mm	
(3)	吐 出 量	0.3m ³ /min	
(4)	全 揚 程	30m	
(5)	取 扱 流 体	二次処理水	
(6)	出 力	3.7kW	
(7)	電 源	200V×50Hz×3φ	
(8)	ユ ニ ッ ト 数	1基 (水中ポンプ2台/1ユニット)	
(9)	型 式 番 号	50UYRBM253.7	
(10)	製 造 番 号	PY708188	

4. 工事概要

当該機器の一部更新を行うため、構成する部品のうち、以下に示す部品の取替えを行う。なお、取替部品は既設同等以上の性能を有するものとする。

名 称		仕 様 (既 設)	備 考
(1)	水 中 ポ ン プ	型式：ステンレス製水中渦巻ポンプ 型式番号：50BMSP253.7A 出力：3.7 kW 電源：3φ×50Hz×200V	2台
(2)	圧 力 ス イ ッ チ	型式番号：PS-3N 圧力タンク間の配管弁類含む	1式
(3)	圧 力 計	0～1MPa, 3/8, φ 100, 10K 圧力タンク間の配管弁類含む	1式
(4)	安 全 弁	型式番号：AL-22 圧力タンク間の配管類含む	1式

(5)	排 気 弁	型式番号：AV-8 圧力タンク間の配管弁類含む	1式
(6)	電 磁 弁	型式番号：WEV-1504GLB	1個
(7)	電 磁 開 閉 器	型式番号：SC-4-0、TK-5-1NQ	2個

第2節 汚泥脱水機

1. 工事概要

汚泥脱水機 長寿命化対策（主要部品取替） 一式

2. 使用目的

オキシレーションディッチ法の余剰汚泥を連続脱水するものである。

3. 仕様

【汚泥脱水機】

項 目		仕 様	備 考
(1)	型 式	多重円板外胴型スクリープレス脱水機	
(2)	汚 泥 性 状	TS0.3%、VTS85%以下	
(3)	ス ク リ ュ ー 軸	φ200×2本	脱水機架台3本用
(4)	ろ 過 速 度	7.0kg・DS/h	スクリー1本当たり能力
(5)	薬 注 率	両性高分子凝集剤 3%以下 対TS ポリ硫酸第二鉄 15%以下 対TS	
(6)	脱 水 汚 泥 含 水 率	83WB%以下	
(7)	総 合 出 力	2.815kW	
(8)	電 源	200V×50Hz×3φ	
(9)	型 式 番 号	MS-202	
(10)	製 造 番 号	5386	

【補器類】

機 器 名		仕 様	備 考
(1)	両性高分子凝集剤注入 ポ ン プ	型式：ダイヤフラムポンプ 型式番号：CM-700G 出力：0.2 kW 電源：3φ×50Hz×200V	
(2)	両性高分子凝集剤原液 移 送 ポ ン プ	型式：ダイヤフラムポンプ 型式番号：CM-60Z 出力：0.07 kW 電源：3φ×50Hz×200V	
(3)	ポリ鉄注入ポンプ	型式：ダイヤフラムポンプ 型式番号：CM-30Z 出力：0.07 kW 電源：3φ×50Hz×200V	

4. 取替部品

当該機器の長寿命化を図るため、構成する部品のうち、設計図書に示す部品の取替えを行う。なお、取替部品は既設同等以上の性能を有するものとする。

第 3 章 電気設備

第 1 節 工事概要

1. 本工事は、受変電設備の改築を行うものである。

第 2 節 対象機器

1. 高圧気中開閉器 1 台

第 3 節 工事範囲

1. 高圧気中開閉器の据付・試験および調整
2. 既設機器等の撤去工事 (SOG制御ケーブル含む)
3. その他上記に伴う諸工事

第 4 節 工事詳細

1. 本処理場は、稼働中であるため、既存施設の運転に支障がないように施工すること。
2. 切替え作業等により運転に支障をきたす恐れがある場合には、事前に作業時間、範囲、手順等を明記した作業要領書を作成し、監督職員・現場維持管理者と協議および調整のうえ作業を行うこと。
また、上記作業実施にあたっては監督職員または現場維持管理者立会いのもと、全て受注者の負担・責任において行うものとする。
3. 施工にあたっては、発注内容および既存設備の確認・検討を十分に行うこと。

第 5 節 機器仕様

1. 高圧気中開閉器 1 台
 - (1) 形式 重耐塩、VT・LA内蔵、モールドコーン形、方向性
 - (2) 定格 3φ、7.2kV、50Hz、300A
 - (3) 付属品 SOG制御箱 (屋外) 1 台
手動操作用ロープ 1 式
その他必要なもの 1 式

第 4 章 撤去工

第 1 節 工事概要

1. 本工事は、既設設備の撤去を行うものである。

第 2 節 撤去する機器等

- | | |
|------------------|-----|
| 1. 処理水給水装置（取替部品） | 1 式 |
| 2. 汚泥脱水機(取替部品) | 1 式 |
| 3. 高圧気中開閉器 | 1 台 |
| 4. 高圧カットアウト | 3 個 |
| 5. 高圧中実がいし | 3 個 |
| 6. 避雷器 | 3 個 |

第 3 節 共通事項

1. 上記各機器等撤去後は、新たに設備を設置するため、その設置に支障のない状態にするための一切を本工事に含む。
2. 撤去工事は、既設機器に支障がないように十分に配慮し、また施設の運転停止時間を最小限にとどめること。
3. 汚泥脱水機操作盤から取り外したインバーターは、適切に養生し予備品として現場に保管すること。
4. 取外した部品は、場外搬出し法令に従って適切に処分、もしくは再資源化すること。

第 5 章 その他

第1節 工期

1. 工期には、作業日数・準備日数・後片付日数のほか休工期（土曜日・日曜日・祝日・天候による休工期）を含むものとする。

(1) お正月休暇 12月29日～1月 3日 6日間

第2節 週休2日工事

1. 本工事は、岩手県県土整備部週休2日工事実施要領に定める「完全週休2日（土日）Ⅱ型」の対象である。

2. 実施にあたっては、「岩手県県土整備部週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。

詳細については、以下のホームページ「岩手県県土整備部週休2日工事実施要領」を参照すること。

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020285/1020291.html>

《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業の働き方改革>建設工事>いわてのi-Construction（アイ・コンストラクション）>工事における担い手確保対策（週休2日工事ほか）》